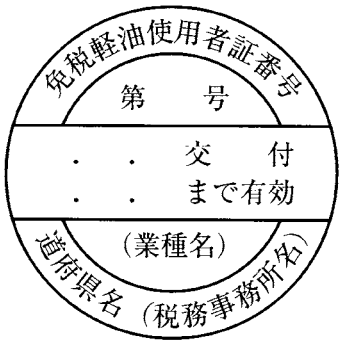


寸法　直径36ミリメートル

なお、「（業種名）」の欄には、次の業種区分により略称を記載すること。

業　種		略　称
法第144条の６に掲げるもの	石油化学製品製造業	石化

業　種		略　称
法附則第12条の２の７第１項第１号に掲げるもの	漁船	漁
	漁船以外の船舶	船
法附則第12条の２の７第１項第２号に掲げるもの	航路標識等	航
法附則第12条の２の７第１項第３号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両	軌
法附則第12条の２の７第１項第４号に掲げるもの	農業等	農
	林業等	林
法附則第12条の２の７第１項第５号に掲げるもの	陶磁器製造業	陶
	建設用粘土製品製造業	粘
	セメント製品製造業	セ
	生コンクリート製造業	生
	鉄鋼業	鉄
	電気供給業	電
	地熱資源開発事業	地
	鉱物の掘採事業	鉱
	とび・土工工事業	と
	鉱さいバラス製造業	バ
	港湾運送業	港
	倉庫業	倉
	貨物利用運送事業等	貨
	航空運送サービス業	空
	廃棄物処理事業	廃
	木材加工業	木加
	木材市場業	木市
	たい肥製造業	肥
	自動車教習所業	自
	索道事業	索
	ゴルフ場業	ゴ